令和４年度　学校評価自己点検自己評価「各領域総括評価・総合評価」

姫路赤十字看護専門学校

領域	分析と今後の課題
１教育理念・目的・目標	人道を基調とした教育理念・教育目標を学生便覧、教育課程冊子に記載して学生に配布しており、入学時オリエンテーションや実習オリエンテーション時などで意識できるように説明している。 教育目的は、教育課程冊子の中に、赤十字看護教育を受ける学習者が赤十字看護師になるために必要な行動目標として、明確に明示している。 教材開発や演習については、関連業界などに依頼し協力を得て実施している。今年度も(株)ハッサムの協力を得て、模擬患者演習を取り入れている。 赤十字の特色ある教育活動については、トレーニングセンターは感染予防対策を実施しながら、従来に近い形で実施している。 ２年生は、日本赤十字社看護学生研修は動画配信となったため近畿圏内の赤十字看護専門学校と Web を活用し、各校の特色など紹介しあう「赤十字看護学生クロス×クロス交流会」で情報交換を行い、３年生は第４ブロック合同災害救護訓練に参加し、赤十字看護学生としての意識を高める機会となった。
２学校運営	学校運営を円滑に進めるために、赤十字の理念等、教育目標、事業計画をふまえ、運営方針を明確に定めている。運営方針は、年度初めに職員会議などで相談して作成し、運営会議で決定、学校運営に携わるもの全員に周知徹底している。 アクションプランを用いて単年度の事業計画・目標を定め、小グループ活動を取り入れ、業務分担し、事業目標、進めている。職員会議で進捗状況を報告し、中間評価、最終評価を行っている。 学校運営組織は、日本赤十字社看護専門学校規程第 6 条で定める規定以上の教職員を配置し、教職員の役割を職務指針で明確にしている。 学校運営に関する意思決定のために、学校運営会議、教育会議、教師会議、職員会議、講師会議を規程で定めて、年間計画をたて、適切に開催している。前年度以降は、COVID-19 感染対策のため、書面での伝達や対面と Web とを併用して会議を開催している。 人事・給与に関する制度は本社の規程を遵守して適切に運用している。教職員の配置は、設置医療施設と連携し、必要な人材の確保に努めている。 意思決定システムとして、各会議について出席者、審議事項が定められ、意思決定の権限が明確になっている。決定事項については、議事録を供覧して周知している。 情報システムに関しては、情報を一元管理し、データの更新を適切に行い、個人情報の漏えいが起こらないように、適切に管理している。 前年度 10 月からは日本赤十字全社統合情報システムへ参加、業務用ネットワークへの移行となり、接続台数は制限されている。しかし、職員及び患者用アメニティネットワークは充実され、学生も患者用フリーWi-Fi の使用が可能となった。データ収集・集計の効率化を図るため、各種アンケートなどは、Web アンケートを活用し、集計結果からの分析や学生や関係者への迅速なフィードバックが可能となった。
３教育活動	教育理念である「人道」を基調とした赤十字看護師の育成をめざして教育課程を編成しており、カリキュラム会議・教師会議などで検討・周知している。 Web 授業では、動画や課題を提示し、演習科目については対面授業を併用するなど、授業内容・授業形態を工夫している。また、対象がイメージできるよう、今年度も業者による模擬患者演習を取り入れ、リアリティのある演習内容としている。 今年度はキャリア教育の一環として、日本看護学会学術集会（オンデマンド配信）をはじめ、

	興味のある学会に参加した。また、いのちの勉強会・年金セミナーは、DVD 視聴を継続している。 設置医療施設では、実習調整会、臨床指導委員会、看護師長会等で、教育理念・教育目的・教育目標などを伝えている。また、看護部との協力体制は整え、臨床指導委員会や学習会で意見交換を行う機会を得ている。 1・2 年次は低学年模試、3 年次は全国模擬試験を受験し、成績低迷者に対しては個人面接を行い、計画を立てて学習するように指導している。また、成績不良者には、アドバイザーが中心に学習支援をした。国家試験対策特別講義では、講師には出題傾向に則ったポイントや学生の不得手としている部分についての教授を依頼している。 教育課程に必要な教員数は、厚生労働省の養成所指定規則に定められている。日本赤十字社看護専門学校では、日本赤十字社看護専門学校規程に則った職員数を配置している。本校は、学則第 37 条に定められている職員数を配置している。 教員養成計画等に関しては、設置医療施設の看護部と、話し合いによって協議しており、2 年ごとに開催される兵庫県主催の教員養成講習会に、看護職員の派遣を依頼している。また、教員養成講習会の研修生を受け入れることで、各教員自身が自己の看護観や教育観などについて見直す機会となり教員の資質向上への一助となっている。今年度は、兵庫県看護専任教員養成講習会の実習生 5 名を受け入れた。 教員ラダーの認定も推奨しており、認定者はⅡ4 名、Ⅲ1 名である。教員は全員が何らかの学会に所属（1 名 1～5 学会に登録）しており、学術集会などに適宜参加している。教職員は自らの資質向上のために、研修や学会に参加している。また、日本赤十字医学会総会 2 題、院内学術研究発表会、兵庫県看護協会西播支部「看護実践報告会」で各 1 題、今年度の成果として発表した。また、今年度は授業リフレクションも 1 例実施した。
4 学 修 成 果	学生の進路については、設置医療施設の募集状況により学生の適性など諸事情に応じて、県内および近隣府県の赤十字病院や県内の他の医療施設への就職希望についても適宜対応している。 学生に対しては、入学時から学生面談時などに進学や就職に関する希望等を確認しており、インターンシップ制度など、就職に関する情報提供ができるよう配慮している。 今年度の卒業生は 37 名である。そのうち 30 名が設置医療施設、県外の赤十字施設に 2 名、他の医療施設に 3 名が就職し、2 名が大学に編入した。看護師国家試験の合格率は 100%を目指して取り組んでいる。平成 19 年度以降は、100%合格率を維持している。 看護師国家試験に向けては、看護師国家試験傾向分析会での情報などを参考に受験対策を検討し、学生に伝達している。また、年間 8～10 回実施している模擬試験の全国データを入手し、本校の学生との比較検討、正答率の悪い問題の分析、学習強化を行っている。 看護師国家試験合格状況は、看護師国家試験直後の自己採点結果および看護師国家試験合格通知書の点数から集計・分析している。 看護師国家試験対策特別講義など学習指導の効果については卒業生にアンケート調査を行い、看護師国家試験の結果と合わせて次年度の講義内容や支援方法の検討を行っている。また、講師会議等を通じて、1 年次から学習が進められるよう講師へも依頼している。 8 割の卒業生は設置医療施設である姫路赤十字病院に就職しているため、卒業生の評価、看護実践状況について、諸会議や研修、報告会、臨床現場などを通じて最新の活動状況を把握できる機会が多い。また、卒後 1 年目を対象にホームカミングデーを開催しており、参加者から卒業生の就職先・進学先での状況を聞く機会がある。 卒業生の活動状況に関しては、設置医療施設に限り毎年調査を依頼して状況を確認・把握している。また、学校案内・ホームページ・学校広報誌「カリオン」には、臨床等で活躍している卒業生からのコメントなどを紹介している。

5 学 生 支 援	休学・退学の要因としては、体調不良、進路への悩み、成績不振などで、教員との個別面談も適宜行い、学生の相談にのっている。必要時、保護者にも連絡を取り、保護者との面談も行っている。 メンタルの問題を抱える学生は年々増加しており、特に実習開始に伴い不調を訴える学生が多い。そのため、学年毎に公認心理師や「こころの相談室」相談員によるメンタルヘルス講義を実施している。また、教師会議や実習調整会で学生の情報を共有し、臨地実習指導者と担当教員も連携をとり情報共有している。 学生が入学後に学習を継続できる支援体制を整えている。奨学金については入学時に、各種奨学金制度、利用方法、手続き、返済方法など説明し、学習を支援している。設置医療施設の奨学金制度もある。経済的な理由で学費など一括納入が困難な学生に対しては相談の上、分割納入や猶予などの対応をしている。 学校保健計画を定め、年に１回校医による健康診断を実施、有所見者には受診を勧め、その後の経過観察・結果を保管している。予防接種等も設置医療施設の協力のもと計画的に実施している。 保健室は整備され、学生が体調不良を訴えた時は、看護師である教員全員が対応にあたっている。必要に応じて設置医療施設との連携も図っている。 学生自治会の活動は、学生自治会規約に則って行われている。月１回の自治会定例会議で自治会役員と担当教員の意見交換を通し、学生がよりよい学校生活を送ることができるよう支援している。年２回の自治会総会を通して、全教職員、全学生が自治会活動を把握する機会も設けている。今年度も COVID-19 感染拡大防止のため、Web を活用した総会を開催している。自治会役員選挙の立会演説会も録画視聴で実施している。活動内容には、自治会主催の行事の運営や運動好会の開催、オープンキャンパス等のボランティア活動などがある。今年度も、コロナ禍の影響で、予定されていた自治会行事・サークル活動は一部変更・中止となった。 保護者に対し、入学式の式典前に学校概要やカリキュラムの説明、戴帽式前には学習状況などを副学校長や教務主任から伝え、保護者等の協力を依頼している。 個別面談は、各クラス学習支援が必要と思われる時期に行っている。また、基礎学力の不足や生活態度の不良、精神的支援に対して家族と連絡を取り、必要時面談を行っている。前期終了時と年度末には、保護者あてに成績を郵送し、成績の共有も図っている。 経済的支援制度としては、姫路赤十字病院看護学生奨学金、日本赤十字社看護師同方会、日本学生支援機構、国際ソロプチミスト女子学生支援金に参加している。また、厚生労働省が実施している「専門実践訓練講座指定」の指定要件を満たし、令和４年度入学生から申請できるよう整備している。
6 教 育 環 境	校舎は築 21 年が経過し老朽化が進んでいる。設置医療施設と連携し、外壁工事や中庭の樹木の剪定、オゾン発生装置の設置、エアコンの整備、南側玄関の扉の防寒対策などを行っている。 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている数量を維持できている。教材は、保管場所を整理整頓しながら毎年購入している。専門技術を学習・教育するための機械器具等に関しては、寄付金及び助成金で充実してきた。 学生及び教職員の研修室や休憩室、談話室などの設備はないが、エントランスの机と椅子を整備し、少しでも学生が和める場所を確保している。 学校保健安全法第 27 条で策定が規定されている学校安全計画を作成した。今年度、運用している。災害時の体制の整備として、危機管理マニュアルを更新した。前年度に回生された姫路市のハザードマップに準じた水害時の避難訓練を実施して評価をした。 教職員・学生は年に１度、防火・防災訓練を企画し、隣接する施設と合同で実施している。設置医療施設の防火・防災管理者と防災センターの職員の協力を得て、全学生を対象として消

	火器を使用する訓練を実施している。防火・防災訓練時、ヘルメットを組み立て被って避難している。2年前からアクションカードを使用して訓練を行っている。 災害用一斉メール配信サービスを導入している。兵庫県内における震度6弱以上の地震発生時、地域地震が震度5強以上の場合、災害用一斉メールが自動配信され、学生・家族の安否を確認している。 防犯体制を整備し、安全対策を講じている。必要時、設置医療施設に協力を得ながら対応している。万が一に備えて、全学生は総合補償制度 Will に加入している。また演習時の教員を増やし、事故を未然に防ぐように努めている。　通学時に自転車を使用する学生には自転車損害賠償保険の加入を確認している。
7 学生の募集と受け入れ	学生募集のために、高校や企業主催の進学説明会に積極的に参加し、本校の教育方針やカリキュラムの特徴などを伝えている。募集要項はホームページや進学サイトなどのインターネットからの請求が増加している。 学校ホームページでは、「姫路赤十字看護専門学校だより　Official Blog」（以下、ブログとする）を適宜更新して、学校の様子などについて情報提供している。高校生や入学希望者がアクセスして見たい情報を取りやすくホームページにしている。 5月に学校説明会を開催した。オープンキャンパスは7月、8月、10月、11月、3月に開催し、参加者はコロナ禍以前に回復した。社会人向けには、休日に開催している。令和4年度より推薦入試を導入した前年度同様の人数を確保した。 入学選考に当たっては、入学試験規程・入学試験合格者選考基準に則り、社会人入学試験や一般入学試験を行っている。高校調査書の「評定平均値」「学習成績概評」と入試時の面接点と入学後の成績との関係性を分析しながら、継続して良質な学生の確保をめざしていく。 学納金については、日本赤十字社看護専門学校学則準則に則り、運営会議で授業料、施設整備費について現状維持の金額とした。また入学に際して必要なすべての金額に関して、募集要項等に明示している。
8 財務	財務基盤として学納金、補助金以外の費用は設置医療施設が約1億円負担している。 設置医療施設の財政状況は、病院管理会議や業務連絡会議、職員向け広報誌によって周知されている。学校の経営基盤（設置医療施設の財政状況）についても毎年グラフで収支が教職員に示され、コスト管理を意識している。ペーパーレス化などを推進し、コスト削減にも努めている。教育研究費比率、人件費比率を算出し、財務改善の参考にする。 学校の会計は設置医療施設の会計に組み込まれているため執行管理は行いにくいが、中期・単年度計画に基づき、設置医療施設の会計課との協働により予算及び収支について適切な会計処理を行っている。　学校会計独自では監査を行っていないが、設置医療施設が監査を受ける際に学校会計に関するデータも提供し、適切に実施している。 財務情報は、収支予算書・決算書をホームページ上に公開し、詳細項目については、設置医療施設において公開体制が整備されている。 また、令和2年度より施行の「高等教育の修学支援新制度」の確認申請書に日本赤十字社の会計情報を掲載しており、ホームページで公開している。
9 法令等の遵守	関係法令及び設置基準に基づき、学校運営を行い、年度初めには14条報告、赤十字運営調査報告を行っている。また、姫路赤十字看護専門学校学則・諸規程を適切に運用し、学校運営を行っている。 日本赤十字社全体でセキュリティ強化に向けた取り組みとして、日本赤十字社全社統合情報システムの運用が開始となった。今年度、本校も設置医療施設とともに新システムが切り替わり、運用している。学生および教職員全員が「個人情報漏えい保険」に加入し、対応できるようにしている。

	個人情報に関するデータは教職員個人の電子媒体には入れず、学校専用の電子媒体にパスワードをかけて、施錠できるところに保管している。 令和４年４月１日より、改正個人情報保護法が施行により学生には、入学時オリエンテーションや実習オリエンテーションで個人情報保護や電子カルテ下の実習に伴う情報収集について説明している。業務上の機密や個人情報の取り扱いについては就業規則や職務指針に定められている。また、SNS の適正利用については、姫路赤十字病院医療情報システム運用管理規程に則って、適正に運用している。日本赤十字社におけるソーシャルメディア利用のガイドラインに基づき、適切に取り扱うようになっている。姫路赤十字看護専門学校における「プライバシーポリシー」は学校ホームページに掲載している。 赤十字看護専門学校における学校評価ガイドライン（平成 27 年度改訂）に沿っての評価結果は運営会議や学校関係者評価会議等で検討し、改革・改善に取り組んでいる。また、報告書にまとめて学校広報誌やホームページ等に掲載している。 今年度の会議では、「電子教科書の導入による学生の学び方の変化」と「赤十字の一員としての意識向上を目指した協同学習の効果」について伝達した。赤十字の一員としての自覚や強み、学生の学び方の変化や協同学習について意見交換を行った。今後は、学生の学び方の変化に伴い、電子媒体の取り扱いや使用による弊害などについてモニタリングしていく必要がある。また、協同学習の継続と効果を評価していく。
10 社会貢献・地域貢献	日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県看護協会等の依頼を受けて、講演や研修の講師としてまた、委員として活動している。赤十字講習に指導員としてのボランティア要請に応じ、赤十字健康生活支援講習講師として１名が活動している。地域の小学校の体験交流活動の講師として参加もしている。 学校の図書室や実習室、教室を開放し、病院スタッフ等に本の貸し出しなども行っている。実習室では、病院スタッフの看護活動クラブの場として利用したり、卒後教育の場や赤十字更新講習の場として活用したりしている。 COVID-19 の感染予防対策のポスターの掲示や毎日セルフチェックを行い、感染予防を意識化できるよう努めている。社会環境に関する問題に問題意識を持って積極的に取り組むよう働きかけている。 １年次に赤十字活動論の講義の中でボランティアの動機づけを行っている。 看護学校に入学後は学生奉仕団に所属し、献血班、院内図書班、小児病棟訪問班、施設訪問班の活動をしている。今年度も COVID-19 のため例年の活動は出来ていないが、3 密を避けて活動をした。
11 国際交流	外国語の講義は、英語を母国語とする外国人講師や外国語に堪能な講師と国際救援活動の経験が豊富な設置主体施設の職員に依頼している。また、NPO 統括本部理事によるケニアの学生と当校の学生がオンライン交流できる機会や医学英語検定の受験を見据えた学習会も開催している。また、英国 AMR 特使の講演会に１年生と３年生が参加し、直接質問をしてよい視点だと褒めてもらい、具体的な活動方法についてもアドバイスをしていただいた。また、他の職種が英語で質疑応答する姿から刺激を受けており良い機会となっているため、今後もこのような機会に積極的に参加していく。 設置医療施設には、国際救援活動を経験した職員が２名所属しているため、病院での報告会や講義など話を聴く機会に恵まれた環境である。学校のカリキュラム等には短期留学や海外研修は設けていない。長期休業等を利用して、語学留学のために海外旅行やホームステイを希望する学生には、海外渡航届の提出のうえ、許可を出しているが、現在はコロナ禍の影響で渡航の機会はなかった。